

## 社会福祉法人香月老人ホーム 評議員及び役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香月老人ホームの評議員及び役員等の報酬について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事をいう。

### (評議員の報酬等)

第3条 定款第9条の規定により無報酬とする。ただし評議員にはその職務を行うために要する費用を「評議員及び役員等の費用弁償に関する規程」により支払うことができる。

### (役員等の報酬等)

第4条 定款第23条の規定により無報酬とする。ただし役員にはその職務を行うために要する費用を「評議員及び役員等の費用弁償に関する規程」により支払うことができる。

### (改正)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議を経て評議員の承認を得なければならない。

### 附 則

この規程は平成30年3月14日に施行し、平成29年4月1日に遡及して適用する。